

令和 6 年第 4 回高森町定例会一般質問

令和 6 年 12 月 11 日 午前 9 時 開議

会場：高森町役場 議場

順序	氏名	質問事項
1	佐々木 昌	I たかもり温泉の福祉施設化で心身の健康を
2	大島 正光	I 郷土の伝統芸能保存団体へのさらなる支援を
3	北沢 幸保	I 町内への要対策土の持ち込みについて
4	木下 啓爾	I 町政に生かす「町民の声」について
5	原 敏明	I 難聴者に「聞こえ」の支援を

以上 計 5 名



6.11.25 様式【一般質問通告書】

令和 6年 11月 25日

高森町議会議員 佐々木昌 印

一般質問通告

次の事項について質問したいので通告します

質問項目 I たかもり温泉の福祉施設化で心身の健康を	
【1 回目質問要旨】	【2 回目以降】
(1)7 月に出された「信州たかもり温泉リニューアル基本構想について」のはじめにのところで沿革から現在までの分析は、利用客減少による危機感で捉えている。又その打開策を、新しい経営者の出現に求めている。この行政側のこの民間経営責任的な観点は今後変わらないか。 (2)信州たかもり温泉リニューアルにおいては、行政も一歩踏み込んで福祉施設化の方向にシフトを。	① 基本構想案に進むとあるべき施設像と目的の再定義及び目的実現のために備えるべき魅力と施設機能では、福祉的な観点がベースになっている。この面からリニューアルを進めるために町民の多様な意見をどのように集約するか。 ② リニューアルの主要事項においては個々の予算化の前に、決定的な変革ポイントを持つ必要があるのでは。そのひとつに時代の変遷による、全国的な宿泊温泉施設の減少傾向、交通事情の変化や若年層の要求の変化とともに伊那谷の宿泊温泉施設、観光施設、全体での連携の中でのたかもり温泉施設をどう位置づけて行くのか。環境省の統計では、温泉宿泊施設数はピーク時に比べ△306、公衆浴場は並行。(参考) ③ 湯が洞に続いて御大の館が増築された。その狙いの中で生かされるべき重要ポイントを多くの意見の集約の中で明らかにして、効果的な予算化を図る必要がある。例としてはリニューアル主要事項の中の③の基幹的施設の一元化について触れているが、「同じ温泉施設に入り口が2つあり、どちらが本当の入り口なのか来客の意識が分散してしまう。」という声は重要な意見である。リニューアルにおいても施設の一元化と来客のイメージが矛盾しないような工夫が必要ではないか。 ④ また、補助金獲得のためとは言え今まで利用してきた補助制度でサイクリングターミナルの補助制度があった。申請当時は、南アルプスを一望しながらサイクリングで汗をかき、温泉で休息交流できることをイメージしていたはず。この補助制度の名称は町民に知らされている経過もある。昨年の議会視察の折には一台 20 万程度と高価だが、少ない脚力でも走る電動アシスト自転車の試乗も議員各位も体験した。例えば、高森ドームやアグリ交流センターも含めた電動アシスト自転車の貸出し、自転車用走行帯の設置、また自然条件を利用し里山の安全な散策グッズの販売貸出しなど、過去の施策も洗い直してリノベーションしたらどうか。

(参考)環境省資料 R4 宿泊施設のある温泉地数の推移



高森町議会議長 岩口 友雄 様

令和 6 年 11月25日

高森町議会議員 大島 正光 印

一 般 質 問 通 告

次の事項について質問したいので通告します

質問項目	
郷土の伝統芸能保存団体への更なる支援を	
【1 回目質問要旨】	【2 回目以降】
南信州は伝統ある民族芸能の宝庫と言われている。 住んでいる人たちの幸せを願う思いや、五穀豊穡、無病息災を願って行われている。 高森町の民族芸能といえば屋台獅子であり、その源流は「大島山の獅子舞」(長野県無形民俗文化財)と言われ、約900年前に始まったと言われている。 町内には、大島山を原型としながら地域ごと創意工夫され7か所に伝承され、また、囃子屋台だけの地区もそれぞれ活動している。 (1)町のホームページには「町教育委員会事務局では、地域の歴史、文化を後世に伝えていく民族芸能の取組や、子どもたちが民族芸能を通じて地域に関心や愛着を持つ取組を支援しています。」となっているが、どのような支援をしているか伺う。	①町から郷土芸能保存団体への支援事業補助金として約160万円が毎年予算計上されるが、その内訳をお聞きする。 ②決算を見ると毎年約50万しか支出されていない。毎年の予算計上の方法が疑問。 各団体に道具の購入や修理など大きな支出があるかお聞きし、予算計上するべきではないかと思うが如何か。 ③どの地区でも若手の担い手確保が難しくなっていると聞いている。 学校での総合学習などの時間で、町内の歴史ある地域の伝統芸能行事や獅子舞など、祭りの意義や形式など学んでいただき、少しでも興味を持っていただき継承の想いを深めていただくよう提案するが如何か。 ④各地区の伝統芸能で活躍している方たちは、高齢化が進んでおり後継者不足とお聞きする。 ある大学教授は講演の中で「伝統芸能を伝承するためには、コミュニケーションが必要、そこから皆の共感や結束力が生まれ、仲よく楽しくできる」と伺った。 ほぼボランティアで伝統を守り続けることに意義があるとそれぞれの地域で頑張っている団体を、直接支援することで、町の活力にもつながると考えますが如何か。(各区より多少の支援はあるが) ⑤平成23年ごろまでの町のキャッチフレーズは「柿とカヌーと祭りのまち」であった。(役場入口の看板には今も残っているが) 以前に町収穫祭でそれぞれの地区の伝統芸能を披露する場があった。 町は、歴史ある伝統芸能の獅子舞など魅力をもっとPRすべきではないか。



高森町議会議長 岩口友雄 様

令和 6年 11 月 25 日

高森町議会議員 北沢幸保 印

一 般 質 問 通 告

次の事項について質問したいので通告します

質問項目 I 町内への要対策土の持ち込みについて	
【1 回目質問要旨】	【2 回目以降】
(1) 町長は、JR から各市町村に、「要対策土を公共事業で活用できないかと打診があった」と述べている。それはいつ頃で、文書だったのか、口頭だったのか。 (2) 11 月 1 日の全協で、町長は「今後も町内の公共事業の情報について JR に連絡していく」と答弁したが、八日市場線への持ち込みを断念させた地権者の声を民意と受け止め、要対策土の持ち込みを全町において断念するべきではないか。	① 大鹿村と豊丘村で発生した、それぞれの要対策土に含まれる重金属の種類・溶出量・含有量は。 ② 当町は、2022 年 3 月、信濃毎日新聞のアンケートに「条件や話し合い次第では考える」と回答した。これは町長の意思か、庁内で合議したものか。 ③ 当町は、JR に「八日市場線改良工事で活用できないか」と提案したとのこと。この提案に至るまでに、庁内でどのような工法を検討し、そのメリット・デメリットは。 ④ 10 月 28 日の地権者説明会で、町長は「この地域には湧水の問題や下流域にも住宅や農地があり、要対策土の受入について懸案事項が少なくない」と説明している。懸案を承知しながら、なぜ要対策土を持ち込む提案に至ったのか。 ⑤ ある地権者は、「なぜこの場所で要対策土を使用できるのか。心配するのではなく非常識だ」と行政を批判している。この意見に対する町長の見解を伺う。 ⑥ 当町は、平成 11 年に「高森町環境保全条例」を制定している。地権者説明会の前に、この条例に抵触しないように、いつ・どのような審議を行ったのか。 ⑦ 同条例(町の責務)第 4 条によれば、要対策土による盛土は、「環境の保全」に反して「環境への負荷」となるものであり、要対策土を持ち込むことは出来ないのではないか。 ⑧ 第 7 条は、町は、公害がなく、人の健康を保持し、町民が安心して居住できる生活環境を保全することとし、水・大気・土壌等を良好な状態に保持しなければならないと規定している。③はこの規定に抵触するのではないか。 ⑨ 第 9 条により、要対策土を持ち込む前に、「高森町環境審議会」を開き、水質汚濁等の環境基準を規則で定めるべきではないか。 ⑩ 地権者に説明する前に、「高森町環境審議会」で調査・審査を行うべきではないか。また、県の「環境影響評価技術委員会」にも審議を委ねるべきではないか。 ⑪ 施工後、将来にわたって厳格に管理するとしても、地震・土石流・風化・経年劣化等には人知は及ばず、未来永劫にわたっての要対策土の管理は不可能ではないか。 ⑫ リニア長野県駅のケーソンへの要対策土の持ち込みに対して、県環境影響評価技術委員会の委員長は、「人が住んでいる所に要対策土を置くべきでないというのが委員会の総意」と述べた。専門家 15 人の総意として受け止めると、高森町には持ち込める場所は無いのではないか。



高森町議会議長 様

令和6年11月25日

高森町議会議員 木下 啓爾 印

一般質問通告

次の事項について質問したいので通告します

質問項目 I 町政に生かす「町民の声」について	
【1 回目質問要旨】	【2 回目以降】
(1)町長はそのマニフェストで「あなたの力で、町を元気に！」とし、町政の核である「町民の声」を重視されている。このことについて、一般職員にその重要性などをどう周知されてきているか。 (2)「まちづくり懇談会」で出される「町民の声」は、「参加する担当職員が直接聞く、参加しない職員は「報告などで間接的に聞く・文章で知る」ととなる。一方で、各課・係に寄せられる「町民の声」や職員個人の耳に入る「声」もあると思うが、それらをどのように役場内で周知しているのか。また、町長の耳に入っていくのか。 (3)町民からの「要望」は、日常生活の中で「こうなると良い」との思いから出される。しかし、行政が求める「町民の意見」というのは、実施している施策に対するもので、「町からの情報」を基に町民が抱く「意見」のことである。したがって、「町からの情報」が無いと意見も出てこない。「町民の意見」をお願いするための「情報の提供(広報)」についてどのように取り組んでいるか。また、その課題と解決策は。	①「まちづくり懇談会」は、壬生町長の就任以来その形式やテーマを工夫して実施されて来た。また、町長との懇談会は、その対象を各種団体や事業者・希望者へと拡大され、精力的に「町民の声」を聞こうとされている。町長の取り組んでいる「それらの懇談会」の成果や今後の方向性についてお聞きする。 ①「まちづくり懇談会」で出される「町民の声」は、時間や参加者の関係でその内容や人数に限りがある。町長の耳には直接入らない「他の町民の声」もあると思われる。また、それに出席しなくても「思い」を抱いている町民も沢山おられる。「懇談テーマの見直し」「意見を聞く時間確保」や「懇談会の開催通知の全戸配布(隣組回覧)」、また、時を改めての「町民との車座集会の開催」など、他の方法も検討したらどうか。 ②「まちづくり懇談会」で「町民の声」を収集する以外に、各課・係が必要とする「町民の意見・声」がある。その場合は、審議会や検討会のように「町民の代表者」からその収集を図っている。しかし、各課・係では「〇〇について幅広い町民の声が必要」の場合もある。そのような場合において、各課や係で「町民の声」を聞いている事例はあるか。 ③各課・係で「町民の声」が欲しい時に適時適切に対応できるように、来年度の計画に「手順や予算を含めた実施体制」を考えることが良いと思うがいかがか。 ①「情報提供」と相まって「意見を言う町民」を育てる必要がある。壬生町長のマニフェストへの取り組みによって、町民の「町政への関心」が徐々に高まってきている。小学校での「みらい懇談会」や中学校での「総合的な学習の時間」を活用した課題解決なども、未来の町民を育成することに非常に役立っていると考えている。しかしながら、10年後・20年後ではなく、「今の施策に対して意見を述べる人材」をどのように増やしていくかが課題であるとも考える。そのことに対する取り組みについての考えは。 ②よりよい“まちづくり”というのは、「(1)町民の意見を生かし」「(2)町民のまちづくりへの参加を促し」「(3)行政がそれを支援する」ものと考えている。これら(1)から(3)までのバランスの取れた取り組みについて、現時点での高森町行政における評価をお聞きしたい。



高森町議会議長 様

令和 6年 11月 25日

高森町議会議員 原 敏明 印

一 般 質 問 通 告

次の事項について質問したいので通告します

質問項目 I 難聴者に「聞こえ」の支援を 最近、テレビやネットで、補聴器や集音器の宣伝を目にする。半面、用意しても使っていない方・うまく使えない方がいる。	
【1 回目質問要旨】	【2 回目以降】
(1) 日本耳鼻咽喉科頭頸部(とうけいぶ)外科学会が、今秋から始めた、80 歳になっても 30 デシベルの聴力を維持することを目指す「8030 運動」は、80 歳で自分の歯を 20 本以上保つ「8020 運動」と同様、フレイル(虚弱)に陥らないようにするのが狙いといわれているが、まちは、どうとくむのか。	①専門医は「まずは聴力検査を」と訴えている。歯科検診と同じように耳鼻科検診で、聞こえの検査をできないか。 ②80 歳以上の半数が中等度以上の難聴・聴力低下によりコミュニケーションが困難になり、社会的孤立や認知症リスクは増加する。また、難聴が進むと、認知症のリスクはさらに高まる。 補聴器の使用で生活の質を維持するには、補聴器の使用にならず期間が必要。元気なうちに着けることが大事。 難聴は、治療できる病気からきている場合もあるため、補聴器購入については、「補聴器相談医」を受診して医療費控除を受けるかたちで、補聴器購入補助をして、周知するのがよいと思うがいかがか。
(2) 聴覚障害者のための工夫とバリアフリーにどのように取り組んでいるか。補聴器や人工内耳装用者が会議室などでの発言をしっかりと聞くために、反射音や雑音が入らずにクリアに聞くことができる環境づくり、会合に積極的参加を促す取り組みとしてヒアリングループ(Hearing Loop)という装置を公共施設に設置する考えはあるか。	①反射音による聞き苦しさの解消のため、公共施設の天井や壁などの吸音化を進められないか。 また、この点について、この間、公民館や、地域交流センターは、どう計画されてきたのか。